

本部長指示事項

昨日、国は緊急事態宣言を解除した。埼玉県では、施設の使用停止等の協力の要請の一部緩和等を行った。今後は感染拡大を防止しながら、社会経済活動を行うことになる。このような現状を踏まえ次のとおり指示する。

- 1 さいたま市新型インフルエンザ等対策本部を廃止する。今後、さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部で、引き続き対応を行っていく。
- 2 一部緩和した市民利用施設については、徹底した感染防止策をとったのち6月1日を目途に再開をすること。ただし再開が間に合わない施設については、準備が整い次第再開すること。また、再開に際して感染防止策などについて、市民の皆様丁寧に丁寧な説明を行うこと。
- 3 感染拡大の第2波に備え、引き続き、相談、検査体制や医療体制の整備を行うこと
- 4 生命、健康を守る上で「新しい生活様式」を一人ひとりが実践していくことが大変重要である。
各局区は、市民の皆様の「新しい生活様式」の定着に向けて、適切に情報を発信すること。
また、職員については、引き続き感染防止策を徹底し、テレワークや時差出勤などの働き方を継続すること。